

可搬型階段昇降機安全指導員講習【基礎講習】

東京会場開催要綱

平成25年2月8日実施

1. 目的

「可搬型階段昇降機」は、階段がバリアになって外出を妨げられている在宅の被保険者にとって、デイサービス等介護サービスを受ける際はもちろんのこと、通院・散歩等の機会を確保し、さらには利用者の生活の質を高める福祉用具として、また、介助者（操作者）にとっては腰痛予防効果のある福祉用具である。ただし、操作を誤ると利用者を転落させる事故につながる可能性があり、昇降操作には操作技術が要求されることから、介護保険制度では、『階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること』並びに『当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行うこと』が、福祉用具専門相談員に義務付けられたところである。

以上により、可搬型階段昇降機安全指導員（以下、安全指導員という。）講習は、家族等が「可搬型階段昇降機」を安全に取り扱えるようにするため、標準化された操作方法を適切かつ安全に指導できる福祉用具専門相談員を養成することを目的とする。

本講習は可搬型階段昇降機安全指導員講習のうち基礎講習を行うものとする。【別紙1参照】

2. 主催

公益財団法人テクノエイド協会

3. 共催

可搬型階段昇降機安全推進連絡会

4. 講習内容

可搬型階段昇降機を提供するうえで必要な知識を学ぶ、座学及び修了試験を含む4時間程度のカリキュラムで実施する。【別紙2参照】

5. 受講条件

講習受講者の条件は特に設けないものとする。

※ただし、安全指導員資格認定の際には本講習の修了以外の条件が課せられます。
(詳しくは後述【可搬型階段昇降機安全指導員資格認定条件について】を参照)

6. 講習実施日時と会場

■日時：平成 25 年 2 月 8 日(金) 10:00～16:05

■会場：公益財団法人テクノエイド協会
東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4 階

■募集定員：40 名(予定)

7. 申込方法及び受講決定

(1) 本講習の受講を希望する方は、受講申込書(当協会指定の様式のものを)
を申込締切日までに公益財団法人テクノエイド協会へ郵送すること。

(2) 申込先
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4 階
公益財団法人テクノエイド協会 普及部

(3) 受講申込締切
平成 25 年 1 月 15 日(火) 迄(必着)

※ 先着順でのご案内となるため、期限より前であっても募集定員に達し次第締切となります。

(4) 受講決定について
受講決定者には公益財団法人テクノエイド協会より受講決定通知書、
受講票および講習受講料払込用紙を送付いたしますので、受講料をお
支払ください。なお、受講票は当日会場へお持ち下さい。
また、受講できない方にもその旨通知します。

8. 講習受講費用等

- 基礎講習受講料・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,000 円
(受講決定後お支払いください)
- 「可搬型階段昇降機安全指導員講習テキスト 改訂版」代金・・・1,500 円
(基礎講習時に使用します。別紙「テキスト購入申込書」にて F A Xにて事前に注文・購入し、当日会場へ持参して下さい。)

※納入済の受講料・テキスト代金については、受講途中のキャンセル、基礎講習修了試験不合格等の場合も返金いたしません。

9. 基礎講習修了証書の交付

基礎講習において全科目を履修し、基礎講習修了試験結果が当協会の定める合格判定基準に達した者を基礎講習修了者とし、当協会理事長名による可搬型階段昇降機安全指導員講習（基礎講習）修了証書を発行する。

10. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本講習申込者に関する個人情報は、受講承認に係る作業（受講の可否、通知送付等）のみに使用します。
- (2) 本講習受講者に関する個人情報は、講習事業運営に係る作業（受講者名簿の作成、資料の送付、履修状況管理、修了証書の交付等）及び統計資料の作成等のみに使用します。
- (3) これらの個人情報は、公益財団法人テクノエイド協会及び可搬型階段昇降機安全推進連絡会が適切に管理し、上記以外の目的での使用や、本人の了承なく第三者に提供することはありません。

【可搬型階段昇降機安全指導員資格認定条件について】

＜資格証交付申請方法の詳細については『可搬型階段昇降機安全指導員の資格認定条件』を参照＞（当協会HP（<http://www.techno-aids.or.jp/>）

（１）可搬型階段昇降機安全指導員の認定条件

下記の全ての条件を満たした者に対し、公益財団法人テクノエイド協会が安全指導員として認定する。（安全指導員の資格証を所持していないと、可搬型階段昇降機の操作指導はできません。また、機種別講習を受講・修了した機種のみ操作指導が可能となります。）

- 現在、福祉用具専門相談員として在宅で利用者に接し、選定・適合業務（事務・消毒・搬出入のみの業務担当者を除く）に2年以上従事していること
- 車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること※1
- 機種別講習を受講し、合格の判定を受けること※2
- 基礎講習を受講し、修了試験に合格すること

※ 1 車いすの取扱いや移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルとは、i) 公益財団法人テクノエイド協会が実施している「福祉用具プランナー研修」の修了者、ii) 社団法人日本福祉用具供給協会が実施している「福祉用具選定士」の修了者、iii) その他研修等において、実習形式で車いすの取扱い及び移乗介助に関する指導を受けている者（安全指導員講習基礎講習と同時に開催された予備講習受講者等）、iv) その他の資格（介護福祉士等）を所持し、上記に準ずるレベルを有する者を想定している。

・その他上記に該当する主な研修・資格

リフトリーダー養成研修、介護実習・普及センター等が主催する実習形式の「車いす」及び「移乗」関連の研修会等

義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、訪問介護員（2級以上）等資格

・上記に該当しない主な研修・資格

福祉用具専門相談員指定講習会、福祉用具供給事業者研修会
社会福祉士、福祉住環境コーディネーター

※ 2 機種別講習を受講合格してから、2年以内に安全指導員資格の申請を行わない者は、申請資格を抹消され、再度機種別講習を受講合格しない限り、安全指導員資格の申請は出来ないこととする（機種別講習と基礎講習はどちらを先に受講しても構わない）。

(2) 安全指導員資格証の交付

前述の資格条件を満たし、安全指導員の資格認定を受けようとするものは公益財団法人テクノエイド協会へ資格証の交付申請を行ってください。

■ 資格証の交付申請方法

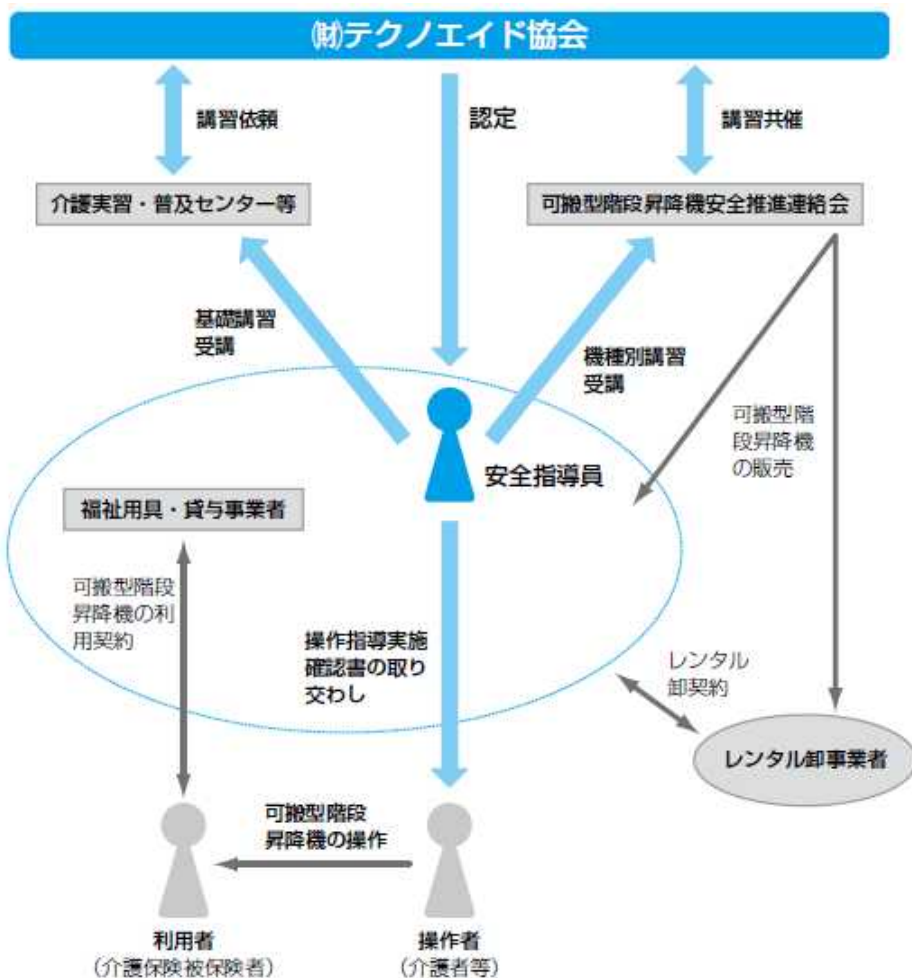
下記の①～⑥全ての書類等を提出し、「公益財団法人テクノエイド協会」へ認定事務手数料 3,000 円を納入すること

- ① 資格認定申請書（当協会指定の様式）
- ② 「可搬型階段昇降機安全推進連絡会」会員企業が交付する機種別講習を修了した旨を証明する書類（交付から2ヵ年以内のもの）
- ③ 公益財団法人テクノエイド協会が交付する基礎講習修了証書の写し
- ④ 実務経歴証明書
- ⑤ 『車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること』を証明する書類（該当する資格の取得証明書や研修の受講、修了を証明する書類）の写し
- ⑥ 安全指導員資格証用顔写真

【問い合わせ先】

公益財団法人テクノエイド協会 普及部 怒和正憲／湯浅みさ
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ4階
TEL：03-3266-6884 FAX：03-3266-6885
E-mail：nuwa@techno-aids.or.jp

図2 『講習実施方式と安全指導員の役割』



平成24年度 可搬型階段昇降機安全指導員講習

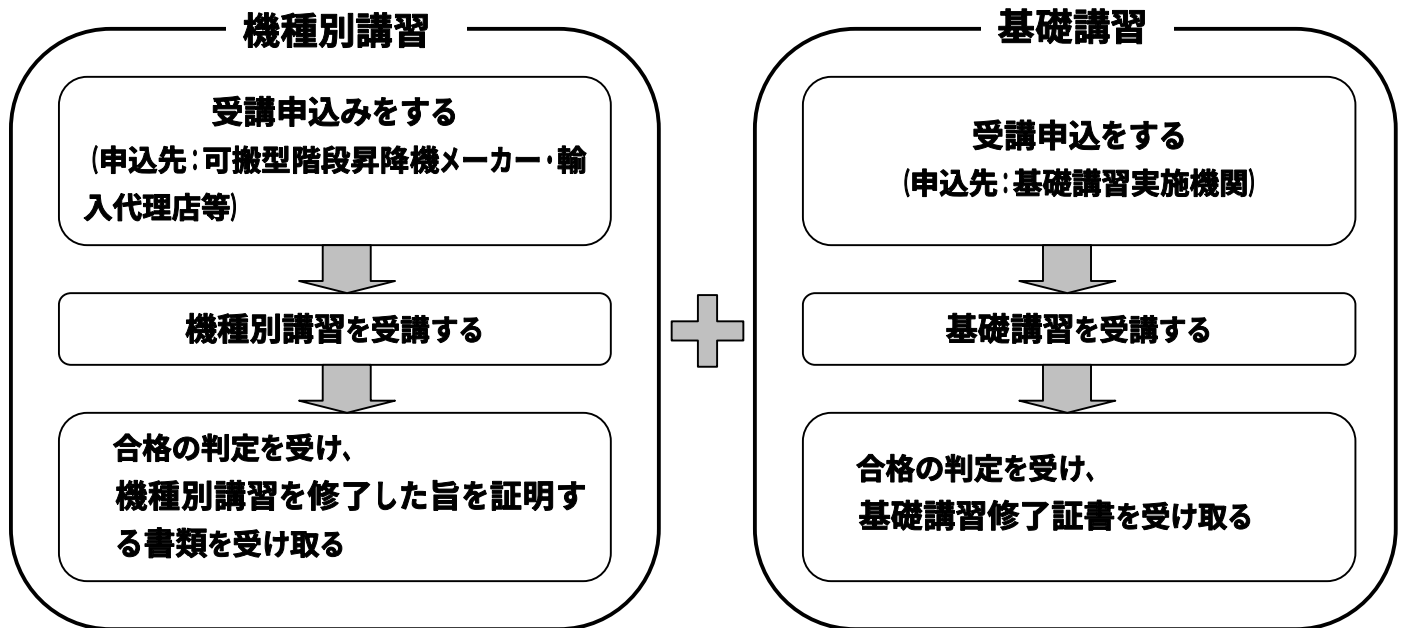
基礎講習

[平成25年2月8日 東京会場]

内 容	時 間	
受付	10:00～10:20	20分
オリエンテーション	10:20～10:35	15分
可搬型階段昇降機安全指導員の 役割と心構え	10:35～11:25	50分
休憩 11:25～11:35		
可搬型階段昇降機とは	11:35～12:05	30分
適用範囲と条件	12:05～12:35	30分
休憩 12:35～13:35		
貸与までの手順	13:35～14:35	60分
休憩 14:35～14:45		
事故と安全対策の考え方	14:45～15:25	40分
休憩 15:25～15:35		
可搬型階段昇降機安全指導員講習 基礎講習修了試験	15:35～16:05	30分

<可搬型階段昇降機安全指導員資格取得の流れ>

※機種別講習、基礎講習の受講順序は問いません。



※機種別講習を受講合格してから

2年以内に申請を行うこと。

両講習を修了後 可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請

可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請を行う
(申請先:公益財団法人テクノエイド協会)

提出書類:①資格認定申請書

②機種別講習を修了した旨を証明する書類の写し(※交付から2年以内のもの)

③基礎講習修了証書の写し

④実務経歴証明書

⑤「車いすの取り扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること」を証明する書類

⑥安全指導員資格証用顔写真

費用:認定事務手数料として 3,000 円

※申請方法の詳細については

『可搬型階段昇降機安全指導員の資格取得方法』をご参照ください

(公益財団法人テクノエイド協会HP (<http://www.techno-aids.or.jp/>)『可搬型安全指導員情報』にて

可搬型階段昇降機安全指導員資格証受取

公益財団法人テクノエイド協会 普及部 行き

FAX : 03-3266-6885

平成25年2月8日実施

可搬型階段昇降機安全指導員講習【東京会場】

【基礎講習】 受講申込書

申込締切:平成25年1月15日(火) 必着

※先着順でのご案内となるため、期限より前であっても募集定員に達し次第締切となります。

平成 年 月 日 公益財団法人テクノエイド協会理事長 殿 可搬型階段昇降機安全指導員講習(基礎講習)の受講を申込みます。	
申込者氏名等	フリガナ 氏名 性別 男 ・ 女 生年月日 西暦 年 月 日
	〒 住所 都道 府県
	TEL () / FAX () メールアドレス[必ず明確に記入して下さい/携帯のアドレスは無効です]
勤務先	名称
	〒 住所 都道 府県
	TEL () / FAX ()
業種について	・該当するものに○をしてください。 1. 指定福祉用具貸与事業者 2. 指定福祉用具販売事業者 3. 福祉用具レンタル卸専業事業者 4. 福祉用具卸販売専業事業者 5. その他(具体的に)
勤務先での 業務内容 従事期間	・福祉用具に関連する主な業務内容 [] ・従事期間 (昭和・平成 年 月 ~ 現在)
資料等送付先	[自宅 ・ 勤務先] ※いずれかに○印

※ 可搬型階段昇降機安全指導員の資格認定を受けるためには、基礎講習および、可搬型階段昇降機メーカーの実施する機種別講習を修了する必要があります。